



令和7年12月12日  
自動車交通部

## 乗合バスの路線廃止に係る意見聴取の結果について

北陸鉄道株式会社、北鉄金沢バス株式会社及び北鉄白山バス株式会社から令和7年9月12日付けで届出があった一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止について、道路運送法第15条の2の規定に基づき令和7年11月25日に下記のとおり意見聴取を行いました。

この結果、「路線の廃止の日の繰り上げを行うことについて、旅客の利便を阻害するおそれがないとは認められない」と判断されることから、事業者及び関係地方公共団体に対し、その旨通知しました。

### 記

- 届出の件名 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出  
番 号 7旅54号（北陸鉄道株式会社 廃止届出）  
7旅55号（北鉄金沢バス株式会社 廃止届出）  
7旅56号（北鉄白山バス株式会社 廃止届出）
- 意見聴取日時及び場所 意見を記載した書面の提出による
- 被意見聴取者  
①関係地方公共団体 石川県、金沢市、能美市  
②利害関係人 申請なし
- 陳述の要旨  
別紙「一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出に係る意見聴取結果」のとおり

### 【連絡先】

自動車交通部 旅客課 飯塚、番井  
TEL : 025-285-9154

## 路線定期運行の路線廃止に係る意見聴取調書

1. 届出件名 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出  
番 号 7旅54号（北陸鉄道株式会社 廃止届出）
2. 意見聴取日時 意見を記載した書面の提出による  
場 所
3. 被意見聴取者
  - ①：関係地方公共団体 石川県、金沢市
  - ②：利害関係人 申請なし
4. 陳述の要旨  
別紙「一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出に係る意見聴取結果」の  
とおり

## 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出に係る意見聴取結果

## ○関係地方公共団体

【石川県】

1. 届出の件名 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出  
番 号 7 旅 5 4 号 (北陸鉄道株式会社 廃止届出)

2. 意見聴取の日時 意見を記載した書面の提出による  
場 所

3. 出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名、住所  
氏 名 小林 匡  
(石川県企画振興部交通総合対策監室交通政策課長)  
住 所 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

## 4. 陳述の要旨

今回、一部廃止届出が出された7 旅 5 4 号の路線のうち、三馬線・三馬大野線について、金沢市南部と金沢市の中心部などを結び、通勤・通学手段として重要な役割を果たしている。また、四十万金石線については、白山市から金沢市を結ぶバス系統が運行されており、錦町B線についても、上辰巳・東部車庫方面と金沢市中心部を結ぶ路線となっている。いずれの路線においても、路線の廃止により、地域住民の利便性が低下することが考えられる。

当該路線を運行する北陸鉄道株式会社は、地域公共交通機関としての社会的責任に鑑み、地域住民に対して丁寧な説明を行い、地域住民の理解が十分に得られるまでは廃止を行うべきではないと考える。

## 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出に係る意見聴取結果

### ○関係地方公共団体

【金沢市】

1. 届出の件名 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出  
番 号 7 旅 5 4 号 (北陸鉄道株式会社 廃止届出)
2. 意見聴取の日時 意見を記載した書面の提出による  
場 所
3. 出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名、住所  
氏 名 高田 耕太郎 (金沢市都市政策局担当次長兼交通政策課長)  
住 所 石川県金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号

### 4. 陳述の要旨

今回、路線の一部廃止届出のあった 7 旅 5 4 号のうち、四十万金石線については、白山市から金沢市内を経由して金石までを結ぶ路線であるが、平日 1 本のみの運行であり、廃止となる区間の利用者も少ないため、運転士不足の状況などを踏まえると、路線の廃止に対し積極的には同意できないものの、やむを得ないものと考える。

錦町 B 線については、上辰巳から小立野を経由して金沢駅までを結ぶ路線で平日 1 本のみの運行であるが、廃止区間について代替となる路線が確保されていない。また、三馬大野線及び三馬線については、金沢市南部方面から市内中心部を経由して金石・大野を結ぶ路線であり、通勤・通学をはじめ、地域住民の日常生活における重要な生活路線となっている。便数も両線合わせて 15 本あり、廃止となる区間についても一定数の利用者がいるため、路線廃止に対し、地域住民や利用者に対して十分に説明を行い、理解が得られるまでは廃止を行うべきではないと考える。

なお、同社には、これ以上の路線廃止とならないように、バス運転士不足への対策をしっかり行っていただきたい。

## 路線定期運行の路線廃止に係る意見聴取調書

1. 届出件名 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出  
番 号 7旅55号（北鉄金沢バス株式会社 廃止届出）
2. 意見聴取日時 意見を記載した書面の提出による  
場 所
3. 被意見聴取者
  - ①：関係地方公共団体 石川県、金沢市
  - ②：利害関係人 申請なし
4. 陳述の要旨  
別紙「一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出に係る意見聴取結果」の  
とおり

## 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出に係る意見聴取結果

## ○関係地方公共団体

【石川県】

1. 届出の件名 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出  
番 号 7旅55号 (北鉄金沢バス株式会社 廃止届出)

2. 意見聴取の日時 意見を記載した書面の提出による  
場 所

3. 出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名、住所  
氏 名 小林 匡  
(石川県企画振興部交通総合対策監室交通政策課長)  
住 所 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

## 4. 陳述の要旨

今回、一部廃止届出が出された7旅55号のうち、犀川線については、県庁方面から上辰巳・東部車庫方面を結び、黒田線については、県庁方面から若宮町を経由して上荒屋を結ぶバス系統が運行されている。さらに、粟崎方面から金沢駅・東部車庫等を結ぶ錦町粟崎線や、県庁方面から香林坊等を結ぶ笠舞駅西線は、通勤目的の利用者が多い路線となっている。いずれの路線においても、路線の廃止により、地域住民の利便性が低下することが考えられる。医王山線についても、経路の変更により利用者に混乱を招く事が考えられる。

当該路線を運行する北鉄金沢バス株式会社は、地域公共交通機関としての社会的責任に鑑み、地域住民に対して丁寧な説明を行い、地域住民の理解が十分に得られるまでは廃止を行うべきではないと考える。

# 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出に係る意見聴取結果

## ○関係地方公共団体

【金沢市】

1. 届出の件名 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出  
番 号 7旅55号 (北鉄金沢バス株式会社 廃止届出)
2. 意見聴取の日時 意見を記載した書面の提出による  
場 所
3. 出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名、住所  
氏 名 高田 耕太郎 (金沢市都市政策局担当次長兼交通政策課長)  
住 所 石川県金沢市広坂1丁目1番1号

## 4. 陳述の要旨

今回、路線の一部廃止届出のあった7旅55号のうち、医王山線については、停留所の移設であると聞いており、利便性の高いものとなるよう工夫をお願いしたい。

黒田線については、県庁方面から若宮町を経由して上荒屋を結ぶ路線で平日1本のみの運行であるため、運転士不足の状況を踏まえると、路線の廃止に対し積極的に同意はできないものの、やむを得ないものと考える。

犀川線については、県庁方面から兼六園下を経由して上辰巳を結ぶ路線であるが、廃止となる区間について代替となる路線が確保されていない。また、錦町粟崎線については、粟崎方面から問屋町を経由して金沢駅及び東部車庫を結ぶ路線、笠舞駅西線については、県庁方面から双葉町を経由し金沢駅、香林坊及び大桑までを結ぶ路線であるが、両線とも相当数の便数があり、平日は通勤目的の利用者などもいる重要な生活路線である。以上の事から、これらの路線廃止に対しては、地域住民や利用者に対して十分に説明を行い、理解が得られるまでは廃止を行うべきではないと考える。

なお、同社には、これ以上の路線廃止とならないように、バス運転士不足への対策をしっかり行っていただきたい。

## 路線定期運行の路線廃止に係る意見聴取調書

1. 届出件名 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出  
番 号 7旅56号（北鉄白山バス株式会社 廃止届出）
2. 意見聴取日時 意見を記載した書面の提出による  
場 所
3. 被意見聴取者
  - ①：関係地方公共団体 石川県、金沢市、能美市
  - ②：利害関係人 申請なし
4. 陳述の要旨  
別紙「一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出に係る意見聴取結果」の  
とおり

## 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出に係る意見聴取結果

## ○関係地方公共団体

【石川県】

1. 届出の件名 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出  
番 号 7 旅 5 6 号 (北鉄白山バス株式会社 廃止届出)

2. 意見聴取の日時 意見を記載した書面の提出による  
場 所

3. 出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名、住所  
氏 名 小林 匠  
(石川県企画振興部交通総合対策監室交通政策課長)  
住 所 石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

## 4. 陳述の要旨

今回、一部廃止届出が出された 7 旅 5 6 号の路線のうち、辰口線は能美市から辰巳丘高校を結ぶバス系統が通学のために利用する路線として運行されており、他の路線にて振替が可能ではあるものの利用者に混乱を招く事が考えられる。錦町野々市線については、北陸大学方面から兼六園を経由し野々市市を結ぶ路線であるが、通学のために利用される路線であり、利便性が低下することが考えられる。

当該路線を運行する北鉄白山バス株式会社は、地域公共交通機関としての社会的責任に鑑み、地域住民に対して丁寧な説明を行い、地域住民の理解が十分に得られるまでは廃止を行うべきではないと考える。

## 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出に係る意見聴取結果

### ○関係地方公共団体

【金沢市】

1. 届出の件名 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出  
番 号 7 旅 5 6 号 (北鉄白山バス株式会社 廃止届出)
2. 意見聴取の日時 意見を記載した書面の提出による  
場 所
3. 出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名、住所  
氏 名 高田 耕太郎 (金沢市都市政策局担当次長兼交通政策課長)  
住 所 石川県金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号

### 4. 陳述の要旨

今回、路線の廃止届出のあった 7 旅 5 6 号のうち、辰口線については、能美市から泉野を経由して、辰巳丘高校を結ぶ路線で平日 1 本のみの運行であるが、一定数の利用者がいる。

錦町野々市線については、北陸大学方面から兼六園下を経由して野々市市を結ぶ路線であるが、廃止となる兼六園下から合同庁舎、香林坊までの区間及び土清水口から北陸大学薬学部の区間については、通勤・通学をはじめ、地域住民の日常生活における重要な生活路線となっている。便数も 12 本あり、廃止区間についても一定数の利用者がいる。

このため、これらの路線の廃止に対しては、地域住民や利用者に対して十分に説明を行い、理解が得られるまでは廃止を行うべきではないと考える。

なお、同社には、これ以上の路線廃止とならないように、バス運転士不足への対策をしっかり行っていただきたい。

## 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出に係る意見聴取結果

### ○関係地方公共団体

【能美市】

1. 届出の件名 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出  
番 号 7旅56号（北鉄白山バス株式会社 廃止届出）

2. 意見聴取の日時 意見を記載した書面の提出による  
場 所

3. 出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名、住所  
氏 名 寺岡 孝幸（能美市企画振興部企画地域振興課長）  
住 所 石川県能美市来丸町1110番地

### 4. 陳述の要旨

今回、路線廃止届出があった7旅56号のうち（5）辰口線の案件については、運行経路の変更のため、特段の影響が出ないものと考えるが、利用者への周知をお願いしたい。

（6）辰口線の案件については、和光台～緑が丘の経路が廃止になることから、通勤・通学利用者に影響を与えるものと考える。当該廃止路線の運行時間において、代替の交通手段がないことから、廃止に対しては積極的には同意できない。しかし、1日の平均利用者数等を勘案し、路線廃止はやむを得ないものと考える。